

第29回 地方分権改革有識者会議  
第53回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：平成29年7月7日（金）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野 直彦座長（司会）、市川 晃議員、太田 稔彦議員、後藤 春彦議員、勢一 智子議員、谷口 尚子議員、戸田 善規議員、平井 伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋 滋部会長、大橋 洋一構成員、勢一 智子構成員（勢一 智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕山本 幸三内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、長坂康正内閣府大臣政務官、武川 光夫内閣府審議官、境 勉内閣府地方分権改革推進室次長、横田 信孝内閣府地方分権改革推進室次長

議題

- （1）平成29年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について
  - （2）地方支援及び提案募集事例集について
  - （3）その他
- 

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから「第29回地方分権改革有識者会議・第53回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催したいと存じます。

議員の皆様方には大変お忙しいところ、また、気候不順で九州からは悲しい知らせが伝わり、さらに、本日も熱中症になる危険性が非常に高い日でございますので、大変気候が異常な時期にお越し頂きましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、大変お忙しいところを長坂大臣政務官に御臨席を頂いております。

山本大臣は、後ほどお越し頂けるという予定でございますので、申し添えておきたいと存じます。

本日は、地方分権改革有識者会議の小早川議員、提案募集検討専門部会の伊藤構成員、磯部構成員、山本構成員は所用のため御欠席。野村構成員は、座席上は御出席になつてはいるのですが、本日、連絡がございまして、急遽御欠席になっておりますので、御承知置き頂ければと存じます。

それでは、長坂政務官から、御挨拶を賜りたいと思っておりますので、よろしく願い致します。

（長坂内閣府大臣政務官） おはようございます。地方分権改革担当の大臣政務官を拝命しております長坂康正でございます。大臣は今、閣議中でございますので、私から最初に御挨拶をさせていただきます。

皆様におかれましては、日ごろから地方分権改革の推進に御尽力賜りまして、まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

「地方の発意に根差した息の長い取組」として導入された「提案募集方式」も、今年で4年目に入ったところでございます。本年は、昨年を上回る311件の提案を頂きまして、特に市町村につきましては、提案団体数・提案件数ともに昨年より約3割増加しているわけでございます。

今後、有識者会議・部会で充実した御審議を頂きまして、また、内閣府と致しましても、国・地

方間の調整等を鋭意進めまして、年末の対応方針の決定に向け、頂いた提案の最大限の実現を図って参りたいと考えております。

皆様方におかれましては、大変なお骨折りを頂くこととなりますが、引き続き、地方分権改革の推進に向け、御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日も、どうぞよろしくお願い致します。

(神野座長) どうもありがとうございました。議事に入ります前に、新たに御就任頂きました議員及び構成員の方々を御紹介させていただきます。

まず、森雅志議員が本会議の議員を辞任されましたので、太田稔彦豊田市長に新たに本会議の議員に御就任を頂いております。それでは、太田議員から御挨拶を頂ければと思います。よろしくお願い致します。

(太田議員) 豊田市長の太田でございます。富山市長から交代で、今回から私が参加をさせていただきます。また、色々な面で御教授を賜りますことを、よろしくお願い致します。

(神野座長) ありがとうございました。

次に、先ほど申しましたように、構成員の異動がございますので、御紹介させていただきます。野口貴公美構成員が提案募集検討専門部会の構成員を退任されました。これに伴いまして、前回の有識者会議における「提案募集検討専門部会における検討体制の強化」という対応方針を考慮しながら、高橋部会長と御相談させて頂いた上で、本日は皆様御欠席なのですけれども、磯部哲慶應義塾大学法科大学院教授及び山本隆司東京大学大学院法学政治学研究科教授に、新たに提案募集検討専門部会の構成員に御就任頂きました。

私どものこの会議及び専門部会も、新たな議員、さらには、構成員の方々をお迎えして、引き続き地方分権改革を着実に進めて参りたいと考えておりますので、議員及び構成員の皆様方には、一層のお力を賜りたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、最初に配付資料の確認をさせて頂きたいと思います。まず、本日の議事次第及び配付資料一覧が入っているかと思います。

次に、座席表と地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会の名簿がそれぞれございます。

その後本体資料がございますが、これは大きく2つの束になっておりまして、資料1から13までが一つの束になっております。

資料1が、「平成29年の地方からの提案募集に係るスケジュール」。

資料2が、「平成29年の地方からの提案と検討区分別の状況」。

資料3が、「平成29年の地方からの提案の特徴」。

資料4が、「平成29年の地方からの提案状況」。

資料5が、「重点事項に関するメルクマール(案)」。

資料6が、「重点事項について(案)」。

資料7が、「予算編成過程での検討を求める提案(例)」。

資料8が、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案(例)」。

資料9が、「再チャレンジ提案（例）」。

資料10が、「内閣府他部局と連携・分担して対応する提案（例）」。

資料11が、「提案募集の対象外である提案（例）」。

資料12が、「事前相談がなされたものの、提案に至らなかった案件の概況」。

資料13が、「平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況」。

資料14が、「29年提案募集における地方支援の成果」。

資料15が、「提案募集事例集について」。

参考資料1が、「地方からの提案（全体）」。

参考資料2が、「地方支援に関する参考資料」。

参考資料3が、「平成29年の地方からの提案募集に係るスケジュール（詳細版）」でございます。

さらに、平井議員から提出がございました資料を追加資料として添付させて頂いております。

大部にわたりますが、お手元に資料が過不足なく配付され、また、落丁等々がございましたら、お申し出頂ければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせて頂きたいと思っております。議事次第をご覧頂ければと思っておりますが、本日は、大きく2つの議事を準備させて頂いております。

第1番目が「平成29年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」、もう一つが「地方支援及び提案募集事例集について」で「その他」を含めると3つでございますけれども、大きく2つの議事を準備させて頂いております。

議事（1）「平成29年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」の審議に入りたいと思っております。

まず、事務局から、資料1から資料13及び参考資料1、3について、横田次長からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

（横田次長） それでは、順次御説明させて頂きたいと思っております。

まず、資料1はスケジュールということで、前回の会議以降の作業実績、今後のスケジュールを整理したものでございます。2月20日に前回の会議がございまして、翌日、21日から事前相談・提案の受付を開始したところでございます。

昨年は、3月17日から開始だったということでございますけれども、極力自治体側での検討期間をとるようということで、前倒しして開始したところでございます。この後、本日の会議で、重点事項について御議論頂いた上で、10日月曜日には、各府省に正式に検討を依頼したいと考えております。

以降は例年どおりのスケジュールを想定しておりまして、10月まで専門部会において提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング、10月以降は関係府省との調整を本格化させるというような段取りで考えております。その上で、対応方針案につきましては、これも例年どおりでございますけれども、11月の中下旬の有識者会議、12月中下旬に地方分権改革推進本部・閣議で決定するという予定を考えてございます。

なお、昨年実績との対比につきましては、参考資料3として添付してございます。後ほどご覧頂

ければと思います。

次は資料2で、地方からの提案と検討区分別の状況でございます。まず、提案の総数でございます。311件で、昨年の303件を上回ったという形になってございます。

平成26年から、提案の数につきましては、3年連続で減少してきたということでございますけれども、今回は増加に転じたということで、これはよかったと評価しております。このうち96件について、これは51事項にまとめて重点事項として取り上げるという予定で、今は想定してございます。できるだけ幅広く重点事項として議論できるようにということで、右端にございますけれども、昨年、取り上げましたものは50件でございますが、かなり多くものを取り上げたいと考えてございます。これらの重点事項を含めて210件が今後、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案ということでございます。

この他、その下でございますけれども、予算編成過程の中で検討を求めるものが28件、提案団体から改めて支障事例が具体的に示された場合に調整の対象とするものが57件、対象外となる提案が16件となっております。具体的な内容は、後ほどまたそれぞれ御説明したいと思います。

資料3が3ページで、提案の特徴でございます。枠囲みの中にまとめてございます。1つ目の○、提案数につきましては、先ほど申し上げましたとおり311件と昨年より増加しております。事前相談の間からそういうことになっておりまして、473件から497件と事前相談についても増加しておったということでございます。

2つ目の○は、提案団体として見た場合はどうかということでございますが、課題であった市町村からの提案でございますが、昨年の96団体から、今回は130団体へと増加してございます。

下の表の右上の部分でございますけれども、提案件数となっております。見て頂きますと、件数ベースで見ましても154件から198件ということで、増加しております。市区町村の増加がこれだけの数になりましたので、今回、初めて都道府県からの提案件数を市区町村からの提案件数が上回ったということになっております。

3つ目の○でございますけれども、新規で提案を出してきた団体の数についても、45団体から66団体というように増加してきております。これはかなり提案募集制度が浸透してきたということかなと考えております。先ほど申し上げましたように、市町村がかなり増加しているということは会議で御指摘を頂いておりまして、昨年来進めてきておりました研修会あるいは講習会、ハンドブックの作成、データベースの作成といったような取り組みの効果が一定程度あらわれたのかなと考えてございますが、まだまだ全体的には提案をしたことのない市町村が数多くあるわけですので、これをどうやってまた支援していくかということは、さらに深めていかないといけないかなと考えています。

このあたりにつきましては、また後ほど別途の資料で御説明する御予定でございます。提案の形態別の数ということで、左下の表でございます。これは当初からの共同提案、追加で紹介した共同提案ということで、ここに書いてございますが、いずれも昨年より増えているということで、共同提案という形も増加してきておるということでございます。

また、ここに4つ目の○のように書いてございますけれども、共同提案の取り組みの形も色々と

新しい形が出てきているのが今年の特徴でございます、また後ほど御紹介させていただきます。

提案の内容につきましては、○の5つ目のように、昨年に引き続きまして、福祉関係の提案が多くなっているということと、あとは右下の表にございますように、規制緩和の数につきましても、昨年と同様大きな割合を占めているということもございますけれども、権限委譲も割合としては増加しているということがございます。

次のページは資料4でございます。今、申し上げましたことと若干重複するところがございます。提案状況でございます。右のほうを見て頂きますと、提案元の府省の動向でございます。昨年に引き続き厚労省が最多ということで、それに国交省が続き、内閣府ということになってございます。内閣府は子ども・子育て関係が多いことの影響であると思います。その下の表に、市区町村それぞれの傾向も出ておるということでございます。

次の5ページでございますが、平成29年度の当初共同提案の状況ということで整理致しました。これは新しい特徴と申しましたけれども、上のほうに書いてございます。

一つは新たな取り組みということで、地方三団体から共同提案を頂いたということが一番新しい話かなということでございます。

その次は、九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村による共同提案という形がございます。従来、兵庫県内市長による提案もございましたけれども、それらがより広域かつ一体で出てきているということでございます。それから、山梨県の南部地域の町村による共同提案が新しく出てきてございます。

その下は従来あった形態でございますけれども、色々こういう種類あるいは広がりや、共同提案があるという形で持ってきているということでございます。こういった共同提案でできるということが広がってきますと、一つは、個々の町村、特に規模の小さい町村で提案を出すといっても、事務負担の関係で提案が大変だということがあろうかと思えますけれども、そういった場合でも提案がかなり容易になるのではないかとということで、裾野拡大には非常に大事かなと。また、共同提案がたくさんあるということは、すなわち各府省との調整を行う上でも、提案の説得力が大幅に増すということがございます。私どもとしても、非常によい傾向かなと考えておるところでございます。

次は資料5で、今回のメルクマールでございます。基本的には、昨年と変わってございませんが、変更点と致しましては2点ございます。1点目は、②の例のところで、3つ目のポツでございますけれども、昨年は指定都市等増えの権限委譲とございましたものを、ここでは中核市も明示したということでございます。

2点目は、④のフォローアップに関する記述でございますが、これまでは専門部会で重点事項として審議した事項に限定したフォローアップの書き方になっておったわけですがけれども、そうではない事項についても、必要に応じて対象とできるように、少し広がりを持って書いたということでございます。

7ページが資料6でございます。これから、重点事項の内容に入っております。まず、7ページに重点事項をそれぞれ分野別で整理してみました。大きく分けると、子育て・介護・医療の分

野、地方創生の分野、防災・安全の分野、その他（地方公共団体の事務の見直し）ということで、大きく4本の柱で整理したということでございます。

先ほど申し上げましたように、これまで頂いた御指摘を踏まえて、極力幅広く重点事項として拾うという形に致しました。本日の御意見も踏まえた上で、今後、提案募集専門部会で御議論して頂くように考えてございます。先ほど御説明しましたように、件数自体がかなり増えた形になってございますので、専門部会でのヒアリングの仕方など、効率的に進められるようにしたいと考えてございます。

項目の中で、2の（1）で地域交通を項目に立ててございます。地域公共交通につきましては、前回の会議で、地域交通についてしっかりと議論すべきではないか、あるいは議論の場として地域交通部会を再度立ち上げてはどうかという御意見も頂いたところでございます。地域公共交通関係の提案については、前回、平井議員から御紹介がございましたけれども、各地方自治体にアンケートを行って頂いたということもありまして、三団体からの共同提案も含めまして、関係の提案が色々出てきてございます。こういったことを踏まえまして、地域公共交通に関する提案については、提案募集検討専門部会と地域交通部会の合同部会という形で御議論頂いてはどうかと考えておるところでございます。

それでは、順次中身を簡単に御紹介させて頂きたいと思っております。8ページでございます。まずは子育て関係でございます。子育て関係は次のページの1番、2番と共通しておるのですが、これは子育て分野に関する「従うべき基準」の問題ということで整理しております。前回の御議論を踏まえまして「従うべき基準」については重点的に議論するという趣旨で、冒頭でまとめて整理してございます。これも六団体でアンケートを実施して頂いたということもあって、かなり色々提案が出ているので、このような形でまとめさせて頂いたということでございます。

1番は保育所等に係る基準の見直しでございます。①②が職員の配置基準に関するもの、③が面積基準に関するもの、④が食事の外部搬入に関するもの。⑤は一時預かり事業の交付要綱上の配置基準に関するものになってございます。

次の9ページの2番は、放課後児童健全育成事業に係る基準の見直しでございます。放課後児童クラブの人員資格、人員配置について、放課後ということで、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体の拡大とあわせて議論をお願いしたいと考えてございます。

その下、3番は、認定こども園の認定等の権限委譲に関するものでございます。幼保連携型認定こども園の認可につきましては中核市の権限となっておりますけれども、それ以外のこども園の認定等の権限を中核市に委譲するというものが中身になってございます。

次のページは4番で、子ども・子育て支援制度に関する各種の見直しでございます。①②は保育所等の定員関係の見直し。③④は支給認定の対象や、あるいはその時点の見直しを求めるものということになってございます。

その次は11ページで、5番でございます。これは子育て援助活動支援事業に係るものということで、いわゆるファミリー・サポート・センター事業に関するものでございます。実施の場所や会員数に関する実施要件の緩和を求めるという内容となっております。

6番は家庭的保育事業に関するものでございます。確保すべきとされる連携施設の機能のうち、事業者が病気等の際にかわって保育を行う「代替保育の提供」のような機能については、任意の項目とできないかということがその内容となっております。

12ページの7番は、幼稚園の管理に関するものでございます。幼稚園につきましては、設置者が管理すべきとされておりますところ、公立幼稚園の管理につきましては、既存の私立幼稚園や地方独法への業務委託を可能とできないかということの内容とするものでございます。

8番は、児童養護施設に関するもので。医療的ケアを必要とする児童のための看護師の配置基準について、小規模施設に合わせた基準に見直せないかというものでございます。

13ページの9番は、児童扶養手当に関するものでございます。手当の受給者が公的年金を遡及で受給した際には手当を返還することになるわけでございますけれども、その際の返還手続について、年金支給額から差し引くことで簡素化できないかということの内容とするものでございます。

10番は認定こども園等の保育料の徴収に関するものでございます。過年度分の利用料を徴収する際に、地方公共団体が保護者から直接徴収を行うようにできないかということの内容とするものでございます。

次は14ページの11番で、学校の給食費の徴収に関するものでございます。最近、教員の負担軽減ということで、色々と話題になっているということもでございます。幾つか中身が入ってございますけれども、まずは、滞納の場合に児童手当からの徴収を可能にするということ。困窮世帯への就学援助費から交付するという場合に、委任状なしで直接学校に交付を可能とすることができないかということが真ん中の話。一番下ですけれども、保護者の利便性向上のために給食費のコンビニ納付を可能にするようなことができないかということで、色々と大変な手間がかかると言われている徴収方法の見直しを求めるというものでございます。

15ページからが介護・医療の関係でございます。12番から14番は、先ほどと同様に介護分野における「従うべき基準」ということで、整理致しました。12番は、平成28年方針のフォローアップでございます。内容と致しましては、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、介護老人保健施設、病院、診療所に加えて、養護老人ホームも認められないかということでございます。これも現在、厚労省で検討中ですので、このあたりをフォローアップして頂くものでございます。

その下、13番は小規模多機能型居宅介護に関するものでございます。従業員の人数や、代表者の要件の基準を緩和できないかというものでございます。

次のページの14番は、訪問介護のサービス提供責任者に関するものでございます。指定訪問介護事業所等のサービス提供責任者が訪問型サービスAに従事することを可能とできないかということで、色々業務の幅を広げることを内容とするものでございます。

15番は権限委譲に関するものでございます。介護サービス事業者の業務管理体制に関する届け出の受理等の事務を都道府県から中核市に移譲できないかというものでございます。

17ページの16番は介護支援専門員の登録に関するものでございまして、登録を一旦削除するといった場合に、都道府県知事の裁量は与えられないか。あとは登録削除後の欠格期間を短縮化できな

いかということの内容とするものでございます。

その下、17番は僻地診療所の管理者に関するものでございます。無床の僻地診療所において管理者の医師が不在の場合であっても、代診の医師と連絡をとることができる場合には診療可能とすることなど、常勤要件の緩和を求めることを内容とするものでございます。

18ページの18番は権限委譲に関するものでございまして、喀痰吸引業務に関する登録等の事務を都道府県から指定都市に移譲できないかというものでございます。

その次の19番は、介護福祉士試験の受験資格に関するものでございます。実務者研修の受講期間の見直しといった話の他、福祉系の高校で取得した福祉科目の単位を後ほど養成施設で必要となる単位に通算できないかというものでございます。

19ページの20番は、生活保護に関するものでございます。内容と致しましては、生活保護の決定等に関する審査請求の裁決権限を指定都市に委譲できないかという権限委譲に関するものが一番上でございます。それから、成年後見人による生活保護の申請を可能とできないか。不正受給の場合の徴収金と保護費の調整の運用を弾力的にできないかということ。あとは返還金に関するフォローアップ。そういったものを内容とするものでございます。

次の20ページの21番は、無料低額宿泊事業に関するものでございます。無料低額宿泊所の設置・運営につきましては、都道府県が適切に指導・監督できるよう、届け出制を許認可制に改め、サービス内容等の基準を法定化するという内容をその内容とするものでございます。

その次、21ページの22番は、社会保障分野におけるマイナンバー利用ということで、昨年も色々出てきていたものでございます。内容的には同様のものが入ってございまして、情報連携の項目の追加を求めるものでございます。①が措置入院患者等の費用徴収事務等について地方税関係情報を、②と致しまして、予防接種事務について身体障害者手帳関係情報を、③と致しまして、社会保障等給付事務について療育手帳関係情報を、これらのものの情報連携の項目の追加を内容とするものでございます。

22ページからが、地域交通・まちづくりになってございます。23番が、地域公共交通に関するもので、冒頭に申しあげました提案募集検討専門部会と地域交通部会の合同部会ということで、御議論頂いてはどうかと先ほど申し上げた事項でございます。これは色々な内容を一まとめに書いてございますけれども、路線定期運行バスの停留所に関する三団体からの御提案もこの中に入っているわけですが、その他地域公共交通会議の運用に関する話、自家用有償運送等に関する制度・運用の見直しといった諸々のものがこの中に入っておるというものでございます。

24番は、自動車運転代行業に関するものでございます。自動車運転代行業に関して、都道府県がその運営や料金等について、適切な指導・監督を行える仕組みに見直すということの内容とするものでございます。

25番は、道路の占用許可に関するものでございます。道路の占用許可基準につきましては、道路の幅員の大小にかかわらず適用されているというものでございますけれども、地域や道路の実情を踏まえて柔軟な取り扱いができないかということの内容とするものでございます。

その下、26番は立体道路制度に関するものでございまして、駅前広場等でまちづくりを可能とす



るという目的のために、自動車専用道路等に限定されている立体道路制度の要件を緩和できないかということの内容とするものでございます。

24ページの27番は、駐車場の出入り口に関するものでございます。これは昨年度もございましたけれども、内容的にはよく似たものでございまして、安全地帯とか、あるいは路面電車の停留所の一定距離以内に路外駐車場の出入り口を設置してはいけないという規制の緩和を状況に応じて求めるというものでございます。

その下は28番で、これは町村の都市計画に関するもので、フォローアップ案件でございます。町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意を廃止し、協議のみとするものということでございます。これは色々調査を行ったりしているところでございますので、それを踏まえてフォローアップを行っていくということでございます。

25ページの29番は、水道の給水区域に関するものでございます。水道の事業者が給水区域の縮小を行う場合に必要となる厚生労働大臣の許可基準の明確化を求めるものでございます。

30番は、甲種農地の転用許可に関するものでございます。転用の許可に当たって、今の制度におきましては、土地収用法に基づく事業認定の告示が要件とされておるということでございますが、この点の緩和を求めるというものでございます。

26ページからが地域資源の利活用等でございます。31番は所有者不明土地・空き家に関するものでございます。所有者を特定することが困難な土地について、自治体が所有者不明のまま土地利用権を設定することなどは可能とできないかということ。空き家の管理につきましては、自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにできないかというもの。こういったものが内容となっているところでございます。

32番は公営住宅に関するものでございます。自治体が公営住宅法に基づかずに整備した住宅につきましても、公営住宅法が適用できるようにならないかというものでございます。

27ページの33番は、公有地の拡大の推進に関する法律に関するものでございます。これはフォローアップ案件ということで、公拡法の手続により取得した土地について、利用制限の緩和を求めるということが内容でございましたが、この件の進捗状況はその後どうなっているかということでございます。

その下の34番は、行政財産の売り払い制限に関するものでございます。PFI事業により将来的に用途廃止が確定しているような行政財産については、行政サービス提供中の段階においても、その財産の売り払いを可能とできないかというものでございます。

28ページの35番は、市民農園に関するものでございます。市民農園の開設の主体につきましては、個人または法人と限定されておるところでございますけれども、自治会等の任意団体も主体となることを可能とできないかというものでございます。

36番は、農業集落廃水処理施設に関するものでございます。農業集落廃水処理施設で廃水処理が可能な業種につきましては、色々業種が定められておるわけでございますけれども、畜産食料品の製造業あるいは酒類の製造業等の事業場排水の追加をここで求めるというものでございます。

29ページの37番は、土壌汚染対策に関するものでございます。土壌汚染の怖れがない土地の形質

変更等に関しましては、土地の所有者等から都道府県知事への届け出を不要とできないかというものでございます。

38番は国定公園の公園計画の変更に関するものでございます。施設の業態変更など軽微な変更の場合には、国から都道府県に事務・権限を委譲できないかというものでございます。

30ページになります。39番は文化財保護、博物館等に関するものでございます。現在、教育委員会が所管しております文化財保護、博物館等につきまして、自治体の組織決定の自由度を向上させるという趣旨で、地方公共団体の選択により首長部局へ移管する。そういうことを可能とできないかというものでございます。併せまして、災害により毀損した文化財の復旧事業について、自治体の判断で事業着手することが可能とできないかというものも、ここで併せて議論したいと考えてございます。

その下の40番は、奨学金に関するものでございます。日本学生支援機構の無利子奨学金を活用して、大学生の地方定着を促進するための地方創生枠につきまして、これまで在学採用に限定されていたものにつきまして、予約採用も対象とできないかというものでございます。

31ページ以降は、防災・安全に係るものでございます。41番は、被災地方公共団体への支援に関するものでございます。被災地方公共団体から応援を求められた都道府県が区域内市町村に応援を求めることを可能とできないかというものでございます。

42番は災害援護資金に関するものでございます。市町村が被害世帯に貸し付ける災害援護資金につきましては貸付利率が3%と法定されているということでございますけれども、これを条例で引き下げることが可能とできないかというものでございます。

32ページの43番で、罹災証明制度に関するものです。罹災証明に関します被害認定調査につきましては、民間保険会社との調査方法との統一や、あるいは調査結果の総合活用を可能とするといったことで、制度の運用を簡便にできないかという見直しを求めるものでございます。

44番は災害ボランティアツアーに関するものでございます。実費相当を徴収しまして、自治体等が実施する災害ボランティアツアーにつきましては、旅行業法の適用除外とすることができないかというものでございます。

33ページの45番は、河川管理施設の管理委託に関するものでございます。河川の管理施設の維持・管理の委託先につきましては、現在、関係地方公共団体に限定されているところを、民間企業や地元自治会への委託も可能とできないかというものでございます。

46番は橋梁等の点検に関するものでございます。基本的に橋梁等の点検につきましては、近接目視が基本とされているということでございますが、ドローン等の新技術を活用した点検手法を導入できないかというものでございます。

同じく34ページの47番はドローン等に関するものでございますが、ドローン等の飛行の規制に関するものでございます。ドローン等の無人航空機の飛行方法につきましては、国土交通大臣の承認とされております。承認を受けている場合でありましても、観光客等に著しく影響を及ぼすような悪質な飛行を確認した場合には、市町村が現場で飛行方法の注意や中止を求めることを可能とできないかというものでございます。この件は、先ほど御紹介しました共同提案のところ、例えば富

士山の周辺の町村からの共同提案になってございます。

35ページ以降がその他（地方公共団体の事務の見直し）でございます。48は権限委譲に関するものでございます。毒物、劇物の原体の製造業・輸入業に係る登録等の事業につきまして、国から都道府県に委譲を求めるということが内容となっております。

49番は、都道府県経由事務の見直しに関するものでございます。これは3つほど中身がございまして、競輪に関する開催届、建設業の許可申請の届け出、不動産鑑定士試験の受験申し込みということで、この3つ目が去年のフォローアップ案件になってございます。いずれも、都道府県経由でしろということで、義務付けがかかっておるわけでございますので、その廃止を求めるものでございます。

最後のページということで、36ページでございます。50番は教育長の処分に係る審査請求に関するものでございます。教育委員会から委任を受けた事務に関して、教育長が行った処分について、審査庁の明確化を求めるということを内容とするものでございます。

51番はフォローアップ案件でございます。通知カードの住所変更に係る追記事務の負担軽減について、調査の結果を踏まえて事務の見直しを行うということになってございますので、その状況を確認するということでございます。

重点事項については以上のおりで、かなり駆け足になりましたが、今回、色々数がございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

その他の検討区分ごとの整理を致しましたのが37ページの資料7以降でございます。まず、37ページが予算編成過程での検討を求める提案ということで、ここで3件例示してございます。1つ目は、情報通信基盤整備事業における補助対象要件の緩和、2つ目は空き家再生等推進事業における改修後の用途の拡充、3つ目が医療的ケア児保育支援モデル事業における補助要件の緩和というものでございますけれども、いずれも予算の議論をあわせて行わないと結果につながらないということでございますので、年末にかけての予算編成の中で議論して頂くことを予定しているものでございます。

資料8が38ページ以降になります。これは提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案でございます。提案募集の対象ではあるものの、現時点では調整の対象には入っていないということございまして、大まかに2つのカテゴリーに分けられるかなということでございます。

①が最近の閣議決定で見直しの構成が決定されている。すなわち方針が決定済みであるというものでございます。例えば38ページの1番でございます。土地利用審査会の委員の任命手続の簡素化に関する提案でございますけれども、これは既に平成26年の方針において、方針としても決定済みであり、対応措置も実施中ということでございますので、それを踏まえて、なお、新たに問題が生じたということがあれば、提案として対応していくということになると考えております。

39ページの②でございしますが、支障事例が具体的にないというものでございます。例えば3番は農業用排水施設の更新に係る農振除外の要件緩和を求めるものでございますが、実は平成26年の提案募集においても同様の提案がございまして、農水省と調整を行った。しかしながら、実

現に至らなかったということをございます。一旦農水省と議論している以上、折衝用材料として新たな支障事例をお示し頂く必要があるというものでございます。

これらの提案につきましては、事前相談の段階では、なかなか議論にふさわしい支障の整理ができなかったということではございますが、今後、具体的な支障の整理や、あるいは新しい事情が生じたということであれば、関係府省との調整に入っていくということで、考えておるところでございます。

この関係で新たにお示しするものが40ページで再チャレンジ提案という資料になってございます。資料9でございます。対象とはならなかった、あるいは実現できなかったといった提案につきましても、状況の変化等に応じて内容等を補強することができれば新たな提案として再チャレンジできるのではないかとということで整理してみたものでございます。

1番から4番につきましては、いずれも先ほど御説明した重点事項の中に入っております。ただ、過去の提案において、一旦は実現できなかつたりしたというものでございます。例えば1番は、平成26年の時点で既に提案があったわけですけれども、調整ができなかったというものでございます。しかしながら、今回、六団体でアンケートをして頂いた結果、全国の都道府県、市町村で多くの支障が発生していることが確認できたということ。さらに、それを踏まえて今回は三団体としても御提案を頂いたということがございまして、このように大きく事情が変わったということがございしますので、重点事項として再チャレンジすることにしたものでございます。

2番の中核市への権限委譲でございます。これは平成26年においては、県からの提案であったということがございまして、市の賛同が得られず断念したというものでございしましたが、今回、市サイドからも提案が出てきたということがございしますので、重点事項として取り上げたものでございします。

こういったことで、さまざまな理由で一旦は実現しなかったものでも再チャレンジできるということで、事務局としても色々広げていきたいと考えておるところでございます。

41ページの資料10は、内閣府他部局と連携・分担して対応する提案でございます。これもカテゴリーとしては2つありまして、41ページは①と致しまして、調整を行った案件のうち、内閣府の他部局の検討状況を踏まえつつ対応する提案でございます。具体的には、事例として3つ並べてございしますが、1が児童発達支援センターの食事の外部搬入に関するもの、2が保育所等の人員配置基準の緩和に関するもの、3が保育所の居室面積基準の緩和に関するものということで、いずれも構造改革特区や国家戦略特区として検討作業が進められている案件でございしますので、地方創生推進事務局と連携していくということを予定しているものでございます。

42ページでございます。②は対象外となった案件のうち、内閣府他部局に対応を依頼する案件でございます。1は林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制に関するものです。これは民間事業に対する規制緩和を求めるものということで、対象外になっているものでございます。2番は、精神障害者の法定雇用数の算定方法の見直しに関するものですが、これも行政、民間を区別しないで一斉に係る規制でございます。いずれにしても、規制改革推進室のほうに対応を依頼する形で進めていくものでございます。

資料11、43ページでございます。提案募集の対象外とせざるを得なかったものがここで例として書かれてございます。1番につきましては、衆議院議員の小選挙区の区割りの見直しでございますが、これは国が直接執行する事業そのものでございますので、対象外とせざるを得ないということ。

2番は、浄化槽市町村整備型の交付要件の弾力化でございますけれども、これも単純な採択基準の引き下げ要望というものでございますので、対象外として整理したというものでございます。以上が検討区分別に整理致しました資料でございます。

案件全体につきましては、ちょっと分厚くて細かい資料で恐縮ですけれども、検討区分別に整理したものを参考資料1として添付させて頂いた次第でございます。それぞれにつきまして、案件ごとにどうしてその区分になったのかという理由も付記して、それぞれ提案団体側にもわかるようにという形になってございますので、後ほどご覧頂ければと思います。

その次は44ページで、資料12でございます。事前相談がなされたものの、提案に至らなかった案件の概況でございます。円グラフで整理してございますけれども、これまでの御議論で、提案とならなかった案件についても分析をしていくことが今後重要になってくるのではないかと御指摘もございました。今回、それを踏まえまして、事前相談がなされたものの提案に至らなかった案件はどのようなものがあるかを分析したものでございます。

まず、最多が現行制度で対応が可能であることがわかったというもので、これが大体4分の1を占めるものでございます。その他、予算事業の新設になってしまうもの、自治体間、自治体内で調整できなかったもの、具体的な支障が不明なものや色々な項目が続く形になってございますが、これらは当方との事前相談において、自治体として提案するのが難しいと判断されたものでございます。この中で、現行制度で対応可能であるということがわかったものにつきましては、これは提案をするまでもなく自治体としての問題がここで解決したということの意味するわけで、これ自体はいいことだろうと思うわけでございますが、それ以外の項目については提案の対象とならないということでございますので、こういったものにつきましては、データベースの活用等を通じて、提案団体での検討が効果的に進められるようにしていくことが重要であると私どもは考えておる次第でございます。

最後は資料13で、45ページでございます。フォローアップでございます。これまでも色々御説明したところでございますが、改めて進捗があったものを整理致しました。まず、45ページ以下が平成28年方針に係るものでございます。平成28年もしくは平成28年度中に結論を得ると書き込んだものについて、それがどうなったかというものでございます。これにつきましては、1番から8番まででございます。48ページまででございますけれども、いずれも基本的には方針どおり結論が出され、措置が講じられているということでございます。唯一47ページの5番の家庭的保育事業の食事の外部搬入に関するものにつきましては、構造改革特区の検討作業の進捗状況もあって、引き続き検討になっているところでございます。

49ページまで飛んで頂きまして、平成27年方針に係るものということで、49ページ、50ページ、それぞれ1から4まで必要な措置を講じたというものでございます。

最後の51ページは、平成28年方針において、平成29年中に結論を出すと書き込んだものでござい

ますけれども、これも既に法律も成立した形でしっかり措置がなされているというものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今年度の自治体からの提案状況を御説明して頂いた上で、今後の進め方、とりわけ重点事項等々について、御提案を頂戴致しました。

提案状況を見てみますと、今年度は量的、質的にかなり飛躍的な変化。特に質的に飛躍的な変化をして、市区町村の提案件数の増加、さらには、共同提案方式等々に見られるような結果を見ますと、この提案募集方式について、地方自治体のほうで真剣に取り組んでこられた成果が、閾値効果というのでしょうか、ある一定の水準で出てきたかなという気さえ致します。また、後で御説明頂くかと思えますけれども、背後で事務局が地道に進められてきた啓蒙活動といえましょうか、支援活動の成果が開花したかなという感想を持ちました。ちょっと大部の資料でございますけれども、ただいま事務局から御説明頂きました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

(高橋専門部会長) 若干補足させていただきます。

ただいまの事務局の説明及び座長のコメントとも若干重複致しますが、まず、本年度の提案募集においては、昨年よりもかなり上回る御提案を頂きました。さらには市町村の提案が増えたということと、新しい共同提案方式が増えてきたこと。そういう意味で、全体として提案の裾野の拡大が図られてきたのではないかと受けとめております。

提案の内容としても、昨年同様に子育てや介護、地方創生に関する分野が多かったというのが特徴でございますし、本年の新しい特徴としては、福祉の分野における「従うべき基準」や地域公共交通、さらには防災関係に関するものが多く寄せられたことがございます。地方の課題がたくさんまだまだあるなと受けとめております。

提案募集方式、提案募集検討専門部会と致しまして、先ほど御紹介頂きましたが、2名の構成員の追加をお認め頂いたところでございます。このお二人ですが、実は、平成26年度に既に参加を頂いていた方でありまして、御留学で一旦抜けて頂いたということがお戻りになられたため、是非お願いしたいということで、復帰して頂いたということでございます。

そういう意味では、御経験のある方が復帰して頂いたということでございますので、今年も効率的かつ充実した審議を行い、地方提案の最大の実現に向けて努力して参りたいと考えております。以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議員、構成員の皆様方から。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) ありがとうございます。

神野座長、高橋部会長を初め、議員の皆様大変なお世話になりまして、今年も新しい提案募集のスタートということになりました。これにつきまして、横田次長、境次長、お代わりになったということでございますが、多くの御苦勞を頂きましたことに感謝を申し上げたいと思えますし、ま

た、新体制になりましても、武川審議官を初め皆様のお力添えを頂きまして、是非地方分権の実が上がりやすく、皆様の御協力を頂ければと思います。

今、詳細な説明が横田次長のほうからもございました。私どものほうで、かねて言うておりましたことも大分盛り込んで頂きまして、今後の審議につきまして再チャレンジを認めて頂いたこと、中核市も対象として委譲などを認めて頂いたこと、あるいは義務付け・枠付けのメルクマールの見直し、特に従わなければならない基準。これを取り上げて重点課題として頂いたり、地域交通を取り上げて頂いたり、その他にも丁寧にふるいにかけて頂き、ブラッシュアップをして頂きましたことに感謝を申し上げたいと思います。

先ほど神野座長からもお話がございましたが、参考資料の最後のところで、私どものほうで「地方分権に関する研究会」を全国知事会で設置致しております。神野座長にもアドバイザーという形で、折に触れて御意見を頂戴したりもしながら進めているところでありますが、6回にわたる審議を終えまして、最終取りまとめに入ったところであります。その成果といいますか、今の審議状況をここで御報告だけさせて頂ければと思います。

別添資料の中でございますが、まず、基本的な考え方としては、国・地方の役割分担。これは国が外交、防衛など、地方は内政を行うという基本的な枠組みを是非考えて頂く必要があるのではないだろうか。

2つ目のところでございますが、前例に捉われず国と地方あるいは地方の中の団体間、都道府県や市町村、さらに住民や各種団体、そうしたいわば連携プレーというものが、これからの行政サービスとして必要なのではないだろうか。

3つ目として「従うべき基準」で、これを是非廃止して頂くなど、見直しが必要ではないだろうかというような問題意識が、大石先生を初め加わりました有識者の皆様から出てきているところでございます。

具体的な分権改革の方向性として、一つは地域のガバナンスや住民自治ということ、もっと取り上げて良いのではないだろうかということです。何が大事かといいますと、住民の皆様の利便性が高まったり、それぞれの地域での参画が進みまして、住民の皆さんが望む、そういう行政が提供される。そういうプロセスをつくることであります。住民の皆さんから見たら、国だとか県だとか市町村だとかはあまり関係がないわけございまして、そういうところで行政の連携性をもっと高めていったり、このたび地方版ハローワークを高橋部会長や小早川先生などにもお世話になりまして認めて頂き、各地で実践例が出てきました。そういうところでも見られるような国・地方協働型の行政サービス、そういう新しい形態を制度上も認めていく必要があるのではないかとということです。

文化財保護や社会教育のように、地方公共団体内でも独立行政委員会制度という、これはこれで重要な制度がありますが、それをそれぞれの自治体の選択肢に任せてみたり、また、国・地方の間あるいは都道府県・市町村の間での役割分担を従来の枠に縛られることなく、ガバナンスを高めていく必要もあるのではないだろうか。こんな御意見が多く出ました。

地方税財政につきましては、税源移譲が一つは大切なわけでありましてけれども、それとあわせて、

地方の一般財源総額をどう確保するか。その意味で交付税の制度なども重要視すべきではないだろうか。こういう御意見も出されました。提案募集方式で補助金要項の見直しがなされていますが、それにつきましても分権改革の俎上に、以前の典型的な分権の議論だと、補助金改革はよく出てきたものであります。その辺も、もう一度取り上げて頂く必要があるのではないかと御意見が出ました。提案募集方式は非常に成果があるという御意見も多く出されたわけでありますが、例えば大括りにして幾つかの権限をまとめて委譲するとか、全国一律でなくても選択的に委譲するとか、国のほうでの説明責任も果たして頂いたほうが良いのではないだろうかとか、また、政務の皆さんのパワーもあるので、政務の皆さんのかわり方を広げて頂いたり、地方のヒアリングの機会をふやして頂くなどの運用改革。そういうことが研究会や自治体から多く出てきているところであります。その辺も今後、御考慮頂けるとありがたいと思います。

次のページに参りますけれども、意思決定の過程で地方参画を許す必要があるのではないだろうか。次のページの国・地方の協議の場でありますが、分科会の活用など、そうした内容の充実が必要ではないだろうか。

次の憲法と地方自治であります。憲法第8章の地方自治の章、これから憲法改正の議論も浮上するような議論が高まっていますが、条例と法律、即ち条例による上書き権というようなこと、あるいは地方税財政につきましても、財源保障など、多様な論点があるのではないだろうか。是非議論して頂きたいというのがございました。

その次であります。地方分権改革への住民の参画、地方公共団体のガバナンスといったことがございますけれども、住民と地方自治体、この関係性も、もう一度ポジティブに高めていく必要があるのではないだろうか。それが分権改革の本来の姿にもつながっていくのではないだろうか。また、住民の皆様にも実感頂けるような分権改革をつくっていく必要があるのではないかと。そういう御議論がございました。

以上、研究会に関連しまして、基本的なところを報告させて頂きました。

本日、御提案申し上げました地方側の意見の中で、1つ重点的なものは「従うべき基準」の問題があったかと思えます。先ほど横田次長からお話がありましたところで、幾つか拾わせて頂きますと、8ページの保育所等の児童福祉施設の「従うべき基準」でございますが、保育所の職員配置の基準あるいは居室面積など、従来申し上げておりますけれども、これらがネックになって今の待機児童問題の解消などが進まない一因になっているというのは、現下の政治情勢の中からは本末転倒ではないかと思われま。

本来分権改革のこれまでの考え方で、国のほうの基準で定めることをやめて、地域の実情に即して条例で定めるとなったわけでありまして。その中に「従うべき基準」という独特のカテゴリーが埋め込まれていまして、結局この基準に沿わなければ条例が作れないといったことが現実として起きてしまっているわけでありまして、これが保育所の設置にも関わってきているわけでありまして。この辺は見直す必要も当然あるのではないだろうかということですので。

9ページの2番もそうではありますが、放課後児童クラブでありますけれども、国のほうで定めた基準どおりで、たとえ1人の預かる子供がいても、2人の児童支援員を研修等を経ておこなければ



ならない。これは正直、現場からはナンセンスでございまして、地域、中山間地なども含めて放課後児童クラブは事実上設置できなくなって良いのかということです。これは地方側の色々な御意見を聞きますと、もともと地方の実務の中で、放課後児童クラブは設置されて広がってきました。それを国が厚労省あるいは文科省がそれぞれの独自のスキームで支援して頂いたりということの中で、基準が若干強化されたのではないかと。それで従来ではなかなか難しい人員の確保という問題がかえってボトルネックになってしまって、せっかく今、放課後児童クラブの設置が進んできたところでもありますけれども、ブレーキをかけかねないということです。

もちろん子供の数が多いところでは、たくさんそういう人員が必要なのもかもしれませんが、資格も強化されたところとございまして、相まって、たった一人の子供にも2人置かなければいけないのかという問題が生じています。

この解決は簡単でありまして、地域の実情に応じて「従うべき基準」でなくして、地域の実情に応じて基準をそれぞれの自治体でつくればいいわけでありまして、そのような見直しが可能ではないかということでもあります。

その他にも、高齢者の問題などもそうでありまして、15ページの13番をご覧頂きますと、小規模多機能型の居宅介護でございまして、これにつきましても「従うべき基準」として人員の問題があったり、代表者、これはサポートするその人ではなくて代表者です。代表者にも研修の受講が義務付けられております。これがために結局開設できないということになってきているわけです。小規模多機能でありますから、もともと小規模なのです。これはなぜかということ、中山間地などそういうところで、要は、総合的な介護のサービスを提供しようと。今、地域包括ケアということも言われているわけでありまして、その目玉商品にこういう「従うべき基準」が絡んでいまして、設置しにくくなっているというのは、今の時流に合わないのではないかとということでもあります。

その他にも観点として地域交通のことを掲げて頂きました。これにつきましては制度が変わってきておりまして、例えば地区で選定して、地域で交通についての協議会を持つ地域交通会議が設置されるようになってきております。22ページの23番でございまして。

48ページの8番にも同様のことが書かれているわけでありまして、システムが変わってきて、地域が結構かわる形で地域公共交通について議論できるようになってきたわけでありまして。では、この地域公共交通会議で決めるためには、色々な関係者が、実はここで利害調整をします。バス事業者や鉄道事業者、タクシー事業者なども入り、地域も入りまして利害調整をするわけでありまして。そうしたら、それを前提にして、重複した審査等を撤廃するとか簡素化することも当然可能になるわけでありまして。これはフォローアップをして頂きたい48ページのほうにもあるわけとございまして。

また、自家用有償運送などの問題なども出てきます。例えば路線バスを改変するわけですが、再編成をして、いわば空気だけしか乗せて走らないような路線を整理しようと。ただ、地域でお年寄りが病院に行く足にもなりますので、それは確保しようと。例えばタクシーのような形で、それを代替交通として確保したり、地域で住民の皆様がNPOなどで運用して、枝線のような形でそれを運行するということです。

そうすると、乗り換えて、例えば病院のところから路線バスが従来なら1本だったところに行くわ

けです。乗り換えるための停留所があります。この停留所を、そういう地域で運行している交通の場合は、定期路線バスのバス停には停めるなどなっているわけです。病院に行くお年寄りが利用するのに、わざわざ別のバス停に行って、そこで大変な思いで移動して、また路線バスに乗りかえる。これを今のこの法体系の中では強いているわけでありまして、これはちょっと変えて頂いたほうが良いのではないだろうかということでもあります。

結局、従来バス停の規制などがございまして、多分、大都市部が念頭にあると思うのです。新宿駅や渋谷駅のように、いっぱいバスが入ってきて、もう乗降客が混雑しているところではないわけです。ひょっとするとバス停に誰もいないところで、そこにバスがとまっているのは珍しいぐらいのところ。そこに通常の有償運送等で地域は工夫してやっている交通のバスが停まれないというのは、かえって地域交通の阻害要因になっているのではないかというような意見でありまして、是非こういうことなど、地域公共交通は多々論点がありますので、見直しをして頂ければありがたいと思います。

この他にも、例えば14ページの11番、学校給食費のことがございますけれども、これも給食費は給食代なので通常の授業料とは違う。そういうことになっているわけです。しかし、そうすると、授業料は取れるけれども、給食費は問題を生じてしまっていて取りにくくなってしまいます。でも、学校としては、一緒にお金を扱っているわけでありまして、並びで、例えば強制徴収とか、コンビニ納付とかができるようにしても良いのではないかとということでもあります。また、生活保護などでこうした就学支援を行うわけでありまして、親御さんによっては就学支援金を給食費相当分として受け取って、それでも、給食費を払わないというケースもあり得るわけです。それは他の授業料と同じように、給食費相当分をそのまま学校のほうに出せるような仕組みにすればいいわけございまして、こういう不合理なところもあるのではないかとのお話であります。

また、災害の関連なども絡みまして、例えば30ページの39に文化財保護などもございましてけれども、これが今、教育委員会のほうに、かつて美術館だとかスポーツが首長でもできるようになったときに残された分野となりましたが、これも一体的な、首長部局で差配できるような、そういう選択も認めても良いのではないだろうか。実は我々は今、鳥取県中部地震などもございました。どこもそうなのですが、文化財の復旧は結構時間がかかります。他のところではブルーシートがとれてきて、私どもの被災地では4割ほどに減ってきているわけでありまして、文化財関係はまだ1割も行っていない。全然進まないのです。結局災害のときなどでも柔軟に対応できるようになっていない面がございまして、そういう意味で、権限委譲も絡めたことがあっても良いのかなということですね。

32ページには罹災証明の制度。これも今、これから福岡など、九州は大変なことになると思います。そういうときに、必ず市町村が忙しいのに悩まされるのはこの罹災証明であります。今ですと、保険会社が迅速に全国からアセッサーを呼んできて、短期間で査定をして保険料を払うのです。例えばそのような仕組みとの相互乗り入れであるとか、その他の色々な工夫があるのではないだろうか。

また、44番、災害時にボランティアで行きます。社会福祉協議会などがボランティアをバスに乗

せて現地で宿をとって、そういうツアーを組んでも、それは違反になってしまう。これは旅行業の許可が必要だということになるわけですが、いつもやるわけではなくて、ボランティアの方々が実費程度を払っていく。そのバスにまで規制するというのは、果たして適当なのかどうかということでございます。この度も豪雨災害がございまして、そういうことで我々は備えなければいけないわけでありまして、この議論は、実はずっと繰り返していますが、もういいかげん分権の会議で結論を出して頂ければと思います。

Chaque heure de temps perdu est une chance de malheur pour l'avenir、これはナポレオンの言葉でありますけれども、失われたときがあると、それが将来の不幸の可能性になってしまう。やはり結論を出すべきときに、しっかりと分権改革として結論を出して頂ければありがたいと思います。

今日は折しも七夕でございます。今日、ここに311の地方団体の提案が笹の葉に短冊でかかりました。是非ささっと決めて頂きますようお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

知事会のほうの検討会で、地方分権に関する研究会でおまとめ頂いているものを御紹介して頂いた上で、団体自治を中心とした地方分権改革から住民自治を射程に入れた地方分権改革へという理念を掲げられて、地方の自由度を高めるために、基本的な考え方のところを示されている「従うべき基準」の廃止。こうした観点から、今年度の重点事項について、今の観点だけではございませんけれども、論点について御意見を頂戴致しました上に、最後にナポレオンの言葉で、時期を誤るなという御指摘を頂戴致しました。

他にいかがでございましょうか。

豊田市長、どうぞ。

(太田議員) 豊田市でございます。豊田市からの提案は3件、重点項目で取り上げて頂きました。ありがとうございます。

その3件について補足がてら発言をさせていただきます。最初に25ページなのですが、29番目の給水区域の関係で、豊田市は7割が森林でして、山間地においても給水を希望されると否応なく投資せざるを得ないという状況でございます。ところが、片や将来的には人口減少、過疎化は進んで参りますので、その投資はいずれ意味をなくすという状況の中でもやらなければいけないという、その行政効率の悪さだとか費用対効果のひどさというあたりを言っていますので、また是非御検討頂きたいと思います。

33ページの46番は、橋梁の点検で近接目視ということ为先ほどもおっしゃって頂きました。この近接目視が一つは現実的ではないということ、あるいは5年に1回という頻度がちょっと極端ではないかということも含めているのですが、ポイントは近接目視に限らなければ、例えばドローンとかロボットとか、色々な各種のセンサーとか、新しい民間のビジネスがかなり生まれる可能性があるのではないかと考えています。こうした制度設計がむしろ民間活力を阻害しているということも、実は色々なところであるのではないかと考えていますので、そのあたりもよろしくお願

いしたいと思います。

私自身が課題だと思ったのが、21ページのマイナンバーの件なのですが、実は、豊田市は何件かこの提案をさせて頂いているのですが、職員の意識改革を一番狙いとして、与えられた枠組みの中で仕事をするのではなくて、CS、ESの向上を前提に仕事を見直そうということを職員に言っています。そのこともあって、豊田市の提案は限定的なのです。本来であれば、豊田市も、②の予防接種事務、このあたりは豊田市が提案しているのですが、これを捉えて情報連携について市役所の中の事務を横の串刺しで見て、これに類似するようなものを他に洗い出しをした上で、一般的に提案すべきだったということをやっと反省しています。

その意味で、それをやったからといって全てがカバーできるわけではありませんので、共同提案を中核市長会、全国市長会も含めて、もう少し意識付けをしていかなければいけないということをおもいました。また、是非私からも全国市長会や中核市長会で話題提供を試みようと思います。

ただ、とりわけ子育て・介護・医療、このあたりで感じるのですけれども、先ほどの給水のことも関係するような気がするのですが、将来的に日本の人口が減って行って、あるいは高齢者がどんどん増えていく、働き手がどんどん激減していく中で、色々な今の制度が追いついていかないのではないかと思ったときに、提案制度はそれぞれの自治体が個別具体的に提案をしていくのですけれども、その個別具体の提案に対してだけどうする、こうするというやりとりで十分なのかなということをおもわないでもないのです。

もうちょっと踏み込んで言いますと、国の側でも個別具体の提案を受けとめて頂いた上で、その周辺の課題についてもあわせて御議論頂けるといいのではないかという感じがするのです。もちろん基礎自治体側も責任を持って網羅的に提案をしていく必要があると思うのですけれども、国の側も周辺も含めて網羅的な議論も案件によってはして頂けるとありがたいと、今日、拝見して感じましたので、それもあわせて発言させて頂きます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

後半の件につきましては、毎年この会議で、今年はどういうことをやり、反省事項をやっておりました、御指摘のように個別の改革の問題と、同時にビジョ的な改革の問題を視野に入れるべきだという御指摘は頂いております。今年度のことについても、反省すべき時点 came ときに検討させて頂ければと考えております。

戸田議員、どうぞ。

(山本内閣府特命担当大臣入室)

(戸田議員) まず、平井知事と同じで、提案募集方式が4年目を迎えて、成果が上がりつつあると思っています。座長、部会長を初め先生方の御苦勞、また、事務局の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

心配しておりました提案の総数でございますけれども、わずかですが昨年より増えたということで安堵しております。特に私は町村を代表するという形で出させて頂いておりますもので、町村の提案数がどれぐらいかと思うと正直心配で仕方なかったのですけれども、徐々に上がってきている

というような数値を見させて頂きました。これにつきましても、内閣府の事務局の皆さんに全国色々なところを回って頂いて、一緒に啓発を頂いた。そういう成果が大きいのかなと思いますし、ハンドブック等々は非常に効果があったような気が致しております。兵庫県町村会でも、前も申しあげましたけれども、研修会を開催いたしました。やっところへ来て、町村についても提案募集の方式について理解ができてきつつあると思っております。恐らく次の年度はもっと増えると私自身は思っております。

私の多可町からも提案させて頂きました。重点事項ということで、3点入れて頂いております。まず、重点事項の17番の僻地診療所の関係ですけれども、背景は、私のところに町立診療所があるのですけれども、先生が研修で一日二日留守にされる。そのときは近隣の病院からお医者さんが派遣される。ところが、入院をされたのです。入院されたら、今度は近隣の病院からのお医者さんは派遣がだめだということになりました。住民から見ると、一日二日研修に行かれるときに閉まることについては理解ができます。でも、これが2週間、先生が入院されたのですけれども、その間応援体制が組めないという背景がありました。これが一つです。

もう一つ、近隣の病院も田舎ですから医師不足です。そうすると、応援体制を近隣の病院が組もうとしたら、その院長がまずは率先して診療所支援に向かわれる。そうすると、その院長は管理医師なのです。管理医師が留守にする、不在にするという、ここにまた問題がある。この2つの問題があったのです。

そういうことの中で、17番の提案をさせて頂いている。背景はそういうことです。最近一番困った事例でありました。

それから、35番です。これにつきましては、農林水産省のいわゆる二地域居住、滞在型市民農園を一番先につくって頂いた町がわたしのところの町です。その施設もかなり古くなりました。町が開設、集落へ管理をお願いしておるという実態があります。実態に合わせて次の対応をしていく、施設委譲という対応をしていこうとしますと、集落でそれを受けることができない。こんな課題が生じてきました。集落、自治会というような任意組織で最も開設したい人がいる。まだ受け皿となれるというようなことをお願いしたいというのが35番でございます。

36番、田舎ですと農業集落廃水という形での下水を処理しています。6次産業の展開をしていくということの中で、色々なことを田舎でもやります。そうすると、下水の問題は、そこに流すことができないということ。そのような範疇の業種があります。その辺をうまく緩和して頂ければ、6次産業展開は非常にうまくいくということからの、調整絡みの提案でございます。

重点事項ではありませんけれども、参考資料1の50ページの一番上の項目をご覧頂ければと思います。これは現場でなければわからない提案です。まさにそうだったと思います。いわゆる地籍調査を私のところはやっています。山の地籍も平場の地籍もやっています。そうしますと、四等三角点というのは、その目印になる石が破損しているというようなことがあります。その復旧を早くやれば、もっと効率的にできるというようなことを職員が言っておりました。これは現場でなければわからない提案だと思えます。

先ほど平井知事もおっしゃいました公共交通の関係等々でございますけれども、これにつきまし

ては三団体共同提案という形をとらせて頂いております。「従うべき基準」の廃止、または参酌化についての提案をいたしました。これにつきましても、以後、前向きにお取り組み頂ければありがたいと思います。

それから、提案のあり方がかなり変わってきております。山梨県の町村の例がありましたけれども、県の町村会が中心になってという共同提案がございました。また、兵庫県でも特殊な形の中での共同提案もさせて頂いております。4年目を迎えて新たな共同提案の枠組みが起こってきておりますので、これは一層発展させることが必要なのではないかと思っております。

初めて私のところは提案団体になりました。その部分でちょっとお話を申し上げますと、私は課長会で、各課1案件を挙げてこいという指示をしました。12件が挙がってきました。調整をさせて頂いて、結果、今申し上げた4つの提案に至った。職員研修に非常になります。職員が内閣府の職員の方とお話をする、調整をするということで、自信を持っていきます。確かにこんな効果があったかなと思っております。

ただ、反省点かもしれませんけれども、支障事例ということを言われる。もっとこうすれば効果的に住民サービスが展開できるのにと職員は思っているのですけれども、支障事例と言われたら、なかなかそれを出せないのです。こうしたら必ず効果があると思いつながら出せない。この支障事例の取り扱いについて、もうちょっと柔軟になれないのかなという、これが今回、特に思ったところがございます。本当に職員が勉強をさせて頂いたということにも感謝を申し上げたいと思っております。

もう一つですけれども、再提案です。前に一遍決定をしている。だからだめですということ。これは具体的にあったわけではないのですけれども、私は前々からその部分、再提案をうまく取り上げて頂ける仕組みがとられれば、もっと数が増えてくるかなということをおもっております。

いずれに致しましても、これらの手挙げ方式によります提案は、全国の町村一律で該当するような案件ばかりではないということでもあります。手を挙げた自治体は、小さな町村は恐らくそのことで非常に困っているというような思いを、私も十分に理解ができますので、私のところが挙げた、他の町村から挙がってきております部分につきましても、前向きに御検討頂ければありがたいと思っております。

次回からはさらに数が増えると思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(神野座長) ありがとうございます。

今後、進める上で貴重な御意見を頂戴致しました。深く感謝を申し上げます。他にいかがでございましょうか。

市川議員、その後に後藤議員。

(市川議員) ありがとうございます。4年目に入りまして、事務局の皆さん、現場の皆さんの丁寧な説明で、今回も資料にありますけれども、3つの支援ツール等を利用して、本当に浸透しつつあると感じております。その中で私も、特に広域共同提案が増加しているという意味では、自治体間の補完関係、生産性の向上等の促進につながるものと思っております。また、再チャレンジという形で再度テーマを掘り下げて、今回も提案して頂いているのは非常にいいと思っております。

細かい個別の内容については平井議員、太田議員、戸田議員から説明があったのですけれども、

全般的な感想としまして、今、本当に戸田議員からも御説明がありました、支障事例というものが切り口だけではなく、生産性の向上とか、そういう効率化という意味での提案、改善についても検討頂ければどうかと思います。

一つの切り口として見た場合に、民間との協働で生産性の向上を図れるもの、あるいはドローンを初めとする新しい技術革新によって図れるものがありますから、重点とか重点ではないとかいうことではなく、実際の改善がどういう切り口で実行されるかという点の分析等もして頂けると、今後の参考になるのではないかと思います。

あともう一点、市町村の提案が増加しているというところですが、資料12を見て私を感じますのは、事前相談で4分の1の案件が現行で対応可能だということで、提案には至っていないわけですが、その背景は、実は、現行で対応できることもどうしていいかわからないということが裏にあるのではないかと思います。ですから、本来なら対応できるのだけれども、実際にまだ対応できていないことがこの後ろにごまんとある可能性があるという中で、この間もある自治体の市長と話していたら、平井知事には申しわけないのですが、県に相談に行ってもなかなかかわからないといいますか、対応が少し不十分なので、むしろ国に相談に行ったほうが比較的早い道筋を示して頂けるというようなことをおっしゃっていた方もおるのです。

今回、市町村の方が国に事前に相談をすることで、実は回答が得られたようなこともあるかもしれませんが、その中身は私はわかりませんので何とも言えないのですけれども、いずれにしても、現行法で対応できることが容易に対応できるような仕組みあるいは相談窓口を国、都道府県等の中で設けて頂ければ、提案募集にかかわらずそういうことを受け付けて頂ければ、もう少し改善するのではないかと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

非常に建設的な御意見を頂戴致しました。

後藤議員、どうぞお待たせしました。

(後藤議員) ありがとうございます。手短にお話ししたいと思いますが、いつも提案を拝見すると、まさに社会の映し鏡といいますか、現場の悲鳴がここにあらわれていると思うのです。今回、それが量的、質的に増加したと神野座長が総括されましたが、ある意味でいうと第2段階に入ってきたのではないかと。26年、27年、28年から、少しずつ減っていた提案数が今回、増えたというのは、それぞれ分析してみる必要があると思うのですが、地方分権の提案募集方式が新たな段階に入ったのではないかと予想しています。

一つは平井知事も太田市長も戸田町長もおっしゃっているように、地方分権が自治の学校の役割を果たし始めたというのは非常に大きな発見でありますし、一方で、これまで対応してきたことを少しずつ社会の要求に合わせてチューニングしなければいけない状況も出てきたと感じました。

例えば私の関連でいいますと、22ページの23番、地域公共交通の件がございます。地域交通部会を作って頂きまして、そこでさまざまな議論をした結果、地域の実情を担保するため、地域公共交通会議で議論頂くことが良いだろうということで進めたわけですが、どうもそれだけでは発展的な

議論ができない。先ほども御紹介がありましたけれども、色々な利害関係のある中で意思決定の場になっていない。これは再度チューニングが求められる段階に来ているのではないかと思っております。新たな宿題をいただいたとの印象を持っております。

以上でございます。

(神野座長) 他に如何でしょうか。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。私も今回、提案の概要と対応案を御紹介頂きまして、対応につきましては提案どおり賛同致します。提案して頂いた団体の皆さん、提案には至らなくても事前相談で色々頑張ってくださった地方自治体の方々、事務局他関係者の御支援、全てに感謝させて頂きたいと思っております。

併せて提案を頂きました地域交通部会との合同による検討は、こちらについても、私は賛同致します。地域交通の事情は制度だけではわからなくて、現場がどのような運用状態になっているかという実態とか、制度がどの程度現場で機能しているか、どのような支障があるかということは、地域によって大きく状況が違います。地域交通部会の構成員の方には、そうした事情等に非常に詳しい方が何名も入っておられますので、こちらの知見を是非あわせて、検討体制の充実のために、特に提案の内容や実態を正確に把握して議論するというのをさせて頂くためには、合同の検討は非常に重要であろうと考えております。

既に他の議員の皆様から御指摘がございましたけれども、今年度、共同提案が新しい取り組みを含めてかなり広がりを見せているというのは、非常に大きな意義があるかと思っております。参考資料1には追加共同提案の団体も列記されておまして、こちらでもかなり多くの賛同が頂けていることがわかります。これら色々な現状をトータルで分析して、提案のあり方をつなげていくことが大切であろうと思っております。

また、市町村からの提案が増えたという点も、非常にありがたいというか、提案の制度としては心強い状況だと考えております。特に市町村では、住民と直接接する形で制度を運用しておりますので、制度の課題を一番実感できる、日々実感できる機会が市町村のレベルにたくさんあると思っております。地方分権改革は、その効果を住民が実感できることを目指しておりますので、与えられた制度を頑張って運用するというだけではなくて、地域を豊かにできる制度に変えていくということを現場で意識して頂けるというのは、それも大きな成果だと思っております。

大変な検討になるかと思いますが、皆さんのお力をおかりして頑張りたいと思っております。以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

谷口議員、どうぞ。

(谷口議員) お時間ありがとうございます。本年度も提案募集、この検討会に関しまして、たくさんの提案が寄せられた。そして、それが質、量ともに改善されたと整理頂きまして、本当にありがたく思っております。関係の先生方、事務局の皆様、関係府省の皆様、自治体の皆様に深く感謝す



る次第です。

また、事務局の皆様方が先ほどから御指摘もあるように、フォローアップとか提案に関する色々な情報提供や御指導をされているということで、このことが非常に普及につながったり、あるいはスムーズな提案の整理になっているのかなと思ひまして、大変素晴らしいことだと思ひました。

提案の内容については、先ほど太田議員から最初に御提起もあったように、これまでの規制とか枠付けのあり方に色々な綻びがあることがここから見えてくるのではないかと。特に医療・福祉関係とか、そういったある条件のもとに人をどのように割り付けて、あるいはこういう資格のある人を置かなければいけない等々の規格が、人手不足ということは共通としても、例えば都市部においては利用者が多過ぎる。非都市部においては利用者が少な過ぎるといった違う事情がある中で、一律の条件を当てはめることの難しさが、提案募集に関しても浮き彫りになっているのかなと。これは大きな考え方を頂いたように思ひます。

先ほど御指示もあったように、技術に頼っていく部分も出てくるのかなと。つまり、ドローンとか遠隔医療であるとか、人が足りない。では、人が足りない部分をどうやってカバーするかというところで、人と技術、いわゆる仕組みの組み合わせを考えていくような時期に来るのかなということを教えて頂きました。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大橋構成員、どうぞ。

(大橋構成員) 今日は議論をお聞かせ頂きまして、専門部会で議論する上で非常に有益な示唆を頂いたと受けとめております。私どもの役割についてのことでありまして、私は行政裁判所のように、地方公共団体の訴訟代理人になって利益を主張していく、そういう役割という感じでいたのです。けれども、多分、それはちょっと狭いのだろうと思ひました。単に支障というようなことではなくて、もう少し、もう一歩出たところのものを要求されているのかなと思ひております。

例えば地域公共交通会議というものは、地方での利害調整をどのような形で進めるかという形での話でありますし、文化財の話も、観光資源として自治体がそれをどう有効的に、戦略的に活用していくかという話ですので、そういう戦略的な取り組みを下支えするようなこともやるということで、そうだとすると、今までの支障の紛争解決というところから一歩前に出ることが大事なのだと思ひております。

あとはやはり提案の内容が対人サービスで、福祉でありますとかまちづくり、防災という市民生活に非常に直結していますので、そこでの解決を示してそれが向上するということが分権の意味なのだということが伝わるような形での作業ができればいいと考えております。その中核にあるのは、今日も議論に出ました基準の話で、これは「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ移行できればいいのですけれども、これがどうも二項対立だとうまくいかないという気がして思ひまして、つまり、国の縛りがある「従うべき基準」と、自治体が煮て食おうが焼いて食おうがいい「参酌すべき基準」というように、この2つの基準は非常に対照的な対極ではない。多分、私どもが作業をしているのは「従うべき基準」にはなっているのだけれども、自治体がこういうところに責任を持って、

こういうところを担保できるのであれば「参酌すべき基準」という形でやって頂いても結構ですという形で、中間形態といいますか、機能条件付きといいますか、そのような新しい条件付きの基準のあり方みたいなことが要求されているのかなと思いました。

最後に、再チャレンジですけれども、紛争解決の機関ですと、蒸し返し防止で、既判力でもう一回はだめということになるのかもしれませんが、やはり新しい制度を一緒につくり上げていきましようという制度だとすると、別に何も前回がどうだったということで縛られる必要もないですし、今、非常に時代の流れとか状況の変化も激しいので、それに合わせて柔軟に再チャレンジに取り組んでいくことも重要なのかなと、そういう色々重要な御示唆を頂きました。

ありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございます。

事務局及び平井議員から御示唆を頂きました地方交通関係の提案については、交通部会を活用して提案募集検討専門部会との合同会議で審議したらどうかということに関してでございますけれども、後藤交通部長からはただいまちょっと触れて頂いて、単独の部会でやることの限界等々を御指摘頂いておりますので、高橋部会長から御発言をお願いします。

(高橋専門部会長) 御一緒できれば心強い限りでございますので、是非よろしくお願い致します。

(神野座長) ありがとうございました。

それでは、交通部会長及び高橋部会長の御発言を踏まえた上で、今年度の進め方について、2点お諮りしたいと思います。1つは提案募集検討専門部会で検討する重点事項。これにつきましては、資料5及び資料6のとおり、本日の議会を踏まえて検討させて頂きたいと思います。御意見を頂戴致しましたけれども、それをこのことを前提に進めていくことで、さまざまな問題点等々について御指摘を頂いた。提案を受ける段階での注意事項等々についても御意見を頂戴しておりますが、これは次年度に進めるときの方針を検討させて頂く反省のときの議論として行っていきたいと思えます。

それから、今、申し上げました交通部会と専門部会との合同会議で審議していくという、つまり、地域交通関係の提案について、これにつきましては、両部会長ともそういう方向でという御意見でございますので、この2点について、今日の合同会議で御承認頂ければと思っております。

いかがでございましょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、御承認頂いたということにさせていただきます。

大変お忙しい中を貴重な時間を割いて頂いて御臨席頂いております大臣に、御挨拶を賜りたいと思えます。

(山本内閣府特命担当大臣) 貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。

午後から地方視察に出るものですから、申しわけありません。先に御挨拶をさせていただきます。

皆様に色々御議論頂いてきた成果であります第7次地方分権一括法につきましては、去る4月19日に成立して26日に公布されたところでありまして、改めて厚く御礼申し上げる次第であります。

分権一括法成立を受けて、全国知事会や全国市長会等から「地方分権改革を着実に前進させるものであり、関係者の御尽力に感謝する。」といった評価も頂いているところであります。

この改正を生かして、実際に地方公共団体において住民サービスの向上につなげることが何よりも重要であります。委譲される事務・権限等については、関係府省と連携し、財源措置、制度改革に係るマニュアルの整備、研修の実施など必要な支援を行って参りたいと思います。

本年の提案募集では、地方から昨年を上回る311件の提案を頂きました。また、課題でありました市町村からの提案でございますが、提案のノウハウを解説したハンドブックを作成するとともに、市町村向けの説明会や研修を精力的に行ったことが功を奏して、提案団体数は130団体、提案件数は198件となり、それぞれ3割増加したということで、大変ありがたく、嬉しく思っているところであります。

提案の内容としては、地域社会が直面する課題であります「子育て・介護」、「地域公共交通」、「地域資源の利活用」や近年の災害を踏まえた「防災対策」に関するものが多いようであります。こうした提案については、特に重点的に御審議頂き、実現を目指したいと考えております。

今年も地方の発意による地方のための改革となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、頂いた提案について一つ一つ丁寧に対応し、その最大限の実現を図って参りたいと思っております。

これから、特に部会の皆様には、関係府省からの集中ヒアリングなど、時間的にも内容的にも相当の御苦勞をおかけすることになると思いますが、引き続き御尽力を賜りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。大臣はここで御退席されます。どうもありがとうございました。

(山本内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) それでは、次の議題に移りたいと思いますが、議題(2)「地方支援及び提案募集事例集について」で、境さん、お願い致します。

(境次長) それでは、カラーの別とじて資料14と15がございます。関連して参考資料2がございますが、資料14、15をご覧頂きたいと思っております。

先ほども何人かの方から御発言がございましたけれども、市町村の提案が増えた背景としまして、かなり地方支援に力を入れて、平成29年の提案を働きかけたというのがございます。そのツールと致しまして、この会議でも御紹介致しましたが、資料14の真ん中にあります三つの支援ツールと称するものを、まずは団体にお配りして活用して頂く。1つがハンドブックであり、もう一つがデータベースであり、もう一つは事例集。これは平成27年につくったものですが、この三つの支援ツールを整備して、これを是非活用して提案を考えてくださいという呼びかけをしたということでもあります。

ただ、これだけですと、これを使って提案を考えてくださいという、一律のなべてのお願いにな

りますので、個別の働きかけが非常に重要だと私どもは考えまして、その下の緑のところにございますけれども、全国説明会、要望に応じた個別の地方研修会・セミナーなどを全国で実施いたすとともに、個別自治体との意見交換やワークショップ、あるいは個別市町村との相談というか打ち合わせ。これをかなりやりました。

例えば左下に個別自治体との意見交換・ワークショップとございますが、今年の1月から4月にかけて、46の自治体と個別の意見交換をしております。その結果、黄色いところ書いておりますが、23市町が提案してきたということで、要するに、46をやったら23が提案した。これは5割の確率でありまして、こういう個別の働きかけが非常に重要だという思いを強くしております。個別自治体との意見交換は、分権担当課だけではなくて、担当原課ともやるというのが大きな特徴で、子ども・子育ての担当課などと私どもが意見交換をすとか、日ごろ行政をやっていて困っていることはありませんかとか、そういう話でやって提案に結びつくという例が出てきているのが大きな特徴であろうかと思えます。

次に裏側を見て頂きますと、個別の例を掲げておるのですが、3つ例を掲げておりまして、松戸市が今、申し上げたようなワークショップの例でございます。これは3段階で、まずは市職員を対象とした研修会の形で概論を説明し、かつ、個別の意見交換を10月にやり、さらに、子ども・子育てに関する担当課を交えたワークショップを2回にわたり開催する。こういう個別自治体だけではなくて、個別自治体とは段階を踏んで、何回もやるということで、提案に結びつけたという事例でございます。

真ん中は、これもお話がございましたが、共同提案についての動きでございまして、市町村だけだとなかなか支障事例についても事例が少ないとか、そういう話がありますので、市町村の横の連携と、県と市町村の連携が非常に大事であるということで、県が市町村の提案検討を積極的に後押しして頂く。そのような体制を整えて頂くようお願いをしております。真ん中の大分県の例では、県が市町村を集めて研修会をやり、1団体1提案を目指して市町村から事例を挙げてもらって、県、市町村で共同で検討して、最終的に市町村共同提案という形に持っていくようなプロセスを経ております。

こういうものの他に、個別団体、一番下の山鹿市の例などは、団体の方でも独自に先ほどの三つの支援ツールを使って提案を検討して出してきた。こういうものももちろんあるということで、様々なルートはあるのですが、支援ツールを活用する、個別の団体に働きかけるといったものが、今回の市町村の提案団体、提案件数の増につながったものと考えております。

次の資料15ですけれども、先ほど申し上げた三つの支援ツールのうち、事例集につきましては平成27年に作成したもので、提案募集の事例はほとんどないということもございまして、提案募集方式を導入して以後の、提案募集方式でどんな成果が上がったのかという事例集を作りたいと考えております。

ポイントと致しましては、資料15の右下にございますが、過去3回の提案募集で1,500件を超える提案の7割は実現・対応して、34本の法律を改正しております。ただ、これは改正して終わりではございまして、左側の点線のところにございますけれども、これを住民サービスの向上に結びつ

けるというのが初めて成果になるわけなので、左側にございますが、これまで実現した法律改正等の制度改正を生かして、各自治体が実際にどのように取り組んだのか、2番目として、その取り組みによって住民サービスの向上がどのように図られたのか。その状況を具体的な成果として把握して、提案募集方式あるいは地方分権改革の成果として広く情報発信して共有する。こういうプロセスを経ることが重要だということで、事例集を作成しようというものでございます。

裏側を見て頂きますと、私どもが考えておりますのは、今、申し上げたような観点から、最終的に年末までに、年内を目途に新しい事例集の取りまとめをやりたいと考えておりました、現在、成果調査をしております。文献調査、文書調査、ヒアリングをしておりますが、それに加えて、これから秋ごろにかけて現地調査もやりまして、それを踏まえて年内を目途に新たな事例集を取りまとめたい。そのときには住民目線の成果を重点に置いて、事例集を取りまとめたいと考えております。

例えば住民目線の成果といいますと、その次のページにございますけれども、一番上の国保の資格喪失者の過誤受診に伴う返還金の納付負担の軽減。これなどのところでは、3つ目の赤い資格の枠に書いてあるのですけれども、この提案が実現したことによって、2,200万円の被保険者の返還金の納付負担が軽減されました。

こういう計数的な把握でありますとか、あるいは中段にございますような特養と障害者向けグループホームが合築できるのですということを確認して頂いたことによって、一番右側にありますような、こういう建物が実際にできるようになってきていますという例でありますとか、あるいは一番下の地方版ハローワーク。これは佐賀県の例ですが、佐賀県窯業技術センターが行う人材育成の無料職業紹介を地方版ハローワークとしてやった結果、赤のところにございますが、実際に就職希望者2名が窯業関連に就職していて、その就職者は希望していた業務内容で毎日充実していますということを行っています。

このような具体的な成果をリアルな声として事例集に盛り込みたいということで、現在、取り組みを進めているところでございます。

私からは、以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。ただいま御説明頂きました件につきまして、議員の皆様方から御質問はありますか。

どうぞ。

(勢一議員) 一言だけ、新しい支援、これまで行われてきた三つの支援ツールに加えて、今回、提案募集の事例集について取り組みをして頂けているということ伺いました。

提案募集方式の長らく懸案になっておりました点は、提案募集の成果として制度等が変わり、その後どのような成果を現場で生んでいるかを確認するということです。この一部として公表して頂けるというのは大きな意義があるかと思っておりますので、是非お願いしたいと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

他に如何でございましょうか。よろしいでしょうか。

事務局から特に連絡事項がなければ、よろしいですか。

それでは、これにて本日の会議は終了させて頂きたいと思えます。どうもありがとうございました。

(以上)